

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 北九州シーダブル協会

②評価調査者研修修了番号

SK2021257 14-a00026 SK2021256

③施設の情報

名称：双葉学園	種別：児童養護施設
代表者氏名：下田 俊	定員(利用人数)：37名
所在地：〒803-0273 福岡県北九州市小倉南区長行東三丁目13番28号	
TEL：093-451-1145	http://www.futaba-kai.or.jp
【施設の概要】	
開設年月日 昭和21年10月1日	
経営法人・設置主体(法人名等)：社会福祉法人 双葉会	
職員数	常勤職員：40名 非常勤職員 4名
専門職員	(資格の名称) 7名 自立支援担当職員
	家庭支援専門相談員 看護師
	里親支援専門相談員 個別対応職員
	小規模グループケア 嘱託医
施設・設備の概要	(居室数) 23 (本園) (設備等) 居室22、ユニット1
	地域小規模児童養護施設3ヶ所

④理念・基本方針

理念

措置費の効率的運用により円滑な施設運営を図ると同時に、児童の基本的人權の尊重を第一義とし、将来児童が一人の人間として、社会に適応できるべく、基本的生活習慣と社会生活のルールを身に着けさせると共に、適正な進路指導を行い、将来子どもたちが

豊かで幸福な生活を営むことが出来る様最大限の援助をする事である。

基本方針

1、職員の豊かな愛情と技術により、家庭的雰囲気の中で明るく伸び伸びと生活させ、情緒の安定を図る。

1、児童の自主性を尊重し、善悪に対する判断力、年上への尊敬の念、弱者へのいたわりの心を育てる。

⑤施設の特徴的な取組

- ・ 職員の資質向上のため研修への積極的な参加
- ・ 地域に対しての貢献及び行事への参加
- ・ 集団生活から小規模生活への移行

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和 5年12月15日（契約日） ～ 令和 6年3月31日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和2年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

- 昭和20年開設で79年の歴史がある児童養護施設である。
「子どもは地域において育成される」の観点から地域小規模児童養護施設を3か所開設し、地域の温かい支援を得て家庭的な環境の中で、家事の手伝いや公園で遊びながら、年上の子どもが年下の子どもの世話をする等、お互いに協力しながら楽しい生活を送っている。
- 令和5年9月から本体施設の大規模改修工事が始まり、施設内でのユニット化や一時保護専用施設、地域子育て支援拠点、多機能、高機能化に向けて設備の充実を図り、子育て支援、子どもの福祉拠点として大きく生まれ変わろうとしている。
- 季節行事や子どもの希望する行楽、スポーツに取り組み、ドッチボール大会、野球大会、バレーボール大会は、他の施設と交流して、協調性や礼儀、努力、思いやりの心を育む機会となっている。
- 広報誌「ふたば」を年2回発行し令和5年4月にホームページを開設し、公式フェイスブックやインスタグラムで子どもの様子を公開して、多くの方に双葉学園を理解してもらえるように、発信に力を入れて取り組んでいる。

◇改善を求められる点

- 何らかの障害の特性を持つ子供が増え、入所児童が多様化している。多様化に対応出来るための、職員一人ひとりが研鑽を重ね、専門的な技術を身に付けていくことを期待したい。また、心理士などの専門職によるスーパービジョンを受けることが出来る体制づくりが望まれる。
- 一時保護専用施設、地域子育て支援センターが整備されるので、これまで以上に関係機関との連携強化を期待したい。
- 小規模児童養護施設化に向けて、職員の確保が必須であり、各養成学校、実習生の受け入れを積極的に行い、施設見学会の実施など、施設の啓発と職員として働くことの魅力や充実感を発信し、長く働けることが出来る職場の体制や処遇、環境づくりへ取り組んでいくことを期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の第三者評価受審で、自己評価と第三者による評価の相違点があることが分かり改善すべき点が明確になりました。

前回の受審結果と今回の受審結果を比較し、高い評価もありましたがこれに留まらず更に良い評価をして頂けるよう改善していきたいと思っております。

そのためにも、施設長及び役職員が一体となり職員一人ひとりが専門性を高め、児童が安心して生活できる安全な環境をつくり、より良いサービスを提供できるよう努めるとともに、地域に根差した施設経営に努めて参ります。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント> 事業所理念や基本方針を、玄関や事務室、保育士室に掲示し、目に触れるようにしている。理念、基本方針を基に今月の目標を定め、職員会議の前に黙読している。また、パンフレットやホームページに理念や基本方針を掲載し、保護者や関係者に周知出来るように取り組んでいる。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント> 北九州市児童養護施設協議会や福岡県児童養護施設協議会の活動に参加し、事業全体の動向やニーズを把握し、経営状況を分析して内容の把握に努め、事業所経営の安定や将来の展望を視野に入れた対応を行っている。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p><コメント> 事業所の経営環境、経営状況、課題については理事会で報告している。また、職員会議で、施設長が経営状況や課題についての説明を行い、職員への周知を図り、経営課題の解決や改善に向けた取り組みを行っている。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント> 中・長期計画を策定し、数値目標や具体的な業務の取り組みを設定し、経営課題や問題点の解決、改善に向けて具体的な計画の見直しを必要に応じて行っている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント> 中・長期計画の中から単年度の計画は策定しているが、数値や目標の設定を具体的に提示し、実施状況の評価に取り組める体制を目指している。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント> 職員の意見を反映した事業計画を策定し、職員全員に周知を図っている。定期的実施状況の確認や評価を行い、その結果を踏まえて事業計画の見直しを行っている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント> 毎月開催の児童自治会や保護者宛のしおりで、子どもや保護者に対して周知を図っている。家庭支援専門相談員が家庭訪問や電話で家族に説明している。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント> 養育・支援の質の向上を目指し、外部や内部研修に職員の参加や資格取得を奨励し、PDCA サイクルに基づき、実施状況の確認を定期的に行っている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント> 評価結果の内容を分析し、課題や改善点について職員間で話し合い、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。また、子どもを守ることへの認識を深め、人権に関しての子ども達への周知に取り組んでいる。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><コメント> 施設長は、自らの役割と責任を自覚し、事業所全体の責任者として経営管理に取り組み、施設長の役割と職務分掌を文書化し、職員全員に周知している。施設長不在時には、主任指導員への権限委任が明確にされている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント> 施設長は、遵守すべき倫理規定、就業規則、個人情報、コンプライアンス規定等を重視し、職員全員が理解出来るように法令を具体的に挙げて説明している。北九州児童養護施設協議会施設長会議に出席し、情報交換を行っている。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に導力を発揮している。	b
<p><コメント> 施設長は事業所が実施している養育・支援内容について理解し、毎日の申し送りや職員会議の中で課題を把握し解決に向けて対応し、職員の意見や要望が事業所運営や業務に反映出来るように取り組んでいる。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント> 各種委員会を立ち上げ、経営の改善や業務の実効性の向上を目指している。事業所の小規模化や地域分散化について担当職員と共に積極的に取り組んでいる。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント> 一般的な募集活動の他に、福祉関係の高校、専門学校、短大、大学を訪問し、福祉人材の確保に取り組んでいる。実習生も積極的に受け入れ、入職に繋がる様に取り組んでいる。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b

<p><コメント> 理念や基本方針に基づいた養育・支援の取り組みを施設長が職員に説明し、総合的な人事管理に取り組んでいる。職員の意見を反映させた改善に取り組んでいる。</p>		
<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント> 職員の心身の健康と安全の確保、ワーク・ライフ・バランスに配慮して、産休、育休、介護休暇の取得体制を目指している。サービス残業や休日出勤も少なくして、有給休暇も取得し易い勤務体制を整え、人員体制の改善に取り組んでいる。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント> 職員は3ヶ月毎に自己チェックリストを記入し、施設長が集約して面談時に振り返る機会を設け、職員の意識の向上に取り組む、働く意欲に繋げている。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント> 「期待される職員像」を明確にし、研修委員会を中心に、研修計画を策定し、計画に基づいた研修に職員が参加できる体制を整えている。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p><コメント> 職員の経験や習熟度に合わせて、外部の研修会を受講できる体制を整え、職員一人ひとりが知識の習得や技術の向上に取り組んでいる。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント> 実習生対応マニュアルを整備し、担当窓口の職員が対応している。実習養成校と連携し、教育、育成について意見交換を行い、専門職の育成支援に取り組んでいる。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p><コメント> 事業所の理念、基本方針、特色ある取組、活動内容をホームページやパンフレットで公表し、運営の透明性を確保している。第三者評価の受審結果をインターネットで公表している。</p>		

22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p><コメント> 事業所の事務、経理、取引等については外部の専門家に相談し、内部監査の実施状況を公表して運営の透明性を高めている。毎年北九州市の監査を受け、結果や指摘事項を明確にして改善に取り組んでいる。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント> 社会貢献推進委員会を中心に地域行事や活動に積極的に参加し、事業所や子どもへの理解を得て、地域の方と日常的なコミュニケーションを図り、理解を深めている。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><コメント> ボランティア対応マニュアルを整備して、ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にしている。社会貢献推進委員会を中心に行事委員と連携し、地域交流やボランティアの受け入れを増やしている。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント> 福祉事務所、児童相談所、保健所、病院、学校等の社会資源を明確にして協力関係を築き、連絡会等を行っている。また、関係機関と共通の課題について解決に向けた協働が行われている。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズのための取り組みを行っている。	b
<p><コメント> 関係機関と連携を図りながら地域福祉のニーズを把握し、地域の課題には積極的に関わり、ハイリスク家庭の支援に取り組んでいる。社会貢献推進委員会、施設整備委員会を中心に、非常災害時に地域からの避難者の受け入れを行っている。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント> 新型コロナ5類移行に伴い、非常災害時に地域住民の一時避難場所として開放している。地域の福祉ニーズに基づいた事業や活動を企画して、実現に向けて検討している。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p><コメント> 理念や基本方針を職員会議の中で確認し、理念の意義や目的を職員が理解して、子どもを尊重した養育・支援に取り組んでいる。人権尊重や身体拘束廃止、虐待防止の研修を職員が受講し、子どものプライバシーを尊重する支援を目指している。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<p><コメント> 子どものプライバシー保護についてマニュアルを整備し、職員間で常に話し合い、子ども達にもプライバシーの大切さを説明している。出来るだけ子ども一人ひとりに個室が提供出来るように努力している。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント> 「学園のしおり」を作成し、パンフレットやホームページに事業所の特長を分かり易く掲載している。見学時に担当者が児童と保護者に説明し、生活の場を見てもらい、子どもや保護者が安心できる環境であることを丁寧に伝えている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント> 利用開始については、「学園生活のしおり」を基に支援内容を説明している。開始・変更時に子どもや保護者と話し合って意見や要望を聴き取り、子どもにとって最善の養育・支援が出来るように取り組んでいる。意志決定が困難な場合は児童相談所と連携して取り組んでいる。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 教育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント> 行政や児童相談所と連携して、措置変更や家庭への移行がスムーズに出来るように取り組み、子どもが不利益を生じないよう配慮している。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b

<p><コメント> 意見箱を設置し、意見箱や児童自治会で提案された子ども達の思いや意向を把握して職員会議で検討しながら実現に向けて取り組み、子どもの満足に繋がる養育・支援を目指している。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント> 苦情解決担当者名を見やすい場所に掲示し、定期的に外部の第三者委員会と協議し、苦情解決の取り組みが組織として整っているかを確認している。苦情内容については職員会議で報告し、改善すべき点は協議し、申立人に結果を報告している。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p><コメント> 子どもが話しやすい職員に相談出来ることを子ども達に伝え、担当以外の職員も相談が受けられる体制を整え、コミュニケーションを取りながら、子どもの悩みや心配事を聴き取っている。苦情、要望を担当する職員、外部委員のポスターを各所に掲示し、子どもに周知している。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント> 意見箱や児童自治会等の機会に出された子ども達の意見や要望については、職員会議、各委員会、内容によっては主幹会議で検討し、速やかに解決できるよう取り組み、進捗状況を子ども達に報告している。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント> 安全・安心委員会を設置し、ヒヤリハット・事故報告については職員会議で全体に周知し、主任児童指導員を中心に再発防止に取り組み、必要があれば外部委員からの助言を受けている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント> 感染予防と発生時の対応についてマニュアル化し、子どもや職員に周知を図っている。隔離部屋を設置して、看護師、主任を中心に、職員間で連携して素早く対応する体制を整えている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b

〈コメント〉 災害時の対応マニュアルを作成し、非常災害を想定した避難訓練を定期的に実施している。地域や行政と常に連絡を取りながら、避難場所に子ども達が安全に避難出来る体制を整えている。非常食や飲料水の備蓄を行い、非常災害に備えている。

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	b
〈コメント〉 養育・支援の実施方法が文書化され、職員全員で共有している。子ども一人ひとりに合わせた対応を実践し、子どもの尊重や権利擁護、プライバシー保護についても職員間で共有して養育・支援に取り組んでいる。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
〈コメント〉 毎月の児童記録で養育・支援の実施状況について確認している。自立支援計画書を各担当者が作成して児童相談所と協議し、学校やケースワーカーの所見を参考にして養育・支援の見直しを行っている。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	b
〈コメント〉 保護者、関係機関からの情報を基に子ども一人ひとりに合わせた自立支援計画書を作成し、専門職から助言を参考にして、子どもの自立に向けた支援について協議を行っている。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
〈コメント〉 自立支援計画の実施状況や目標達成状況を確認し、ケース会議の中で担当者を中心として定期的に自立支援計画の見直しが行われている。処遇目標については子どもと話し合いながら決めている。		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
〈コメント〉 子どもの身体状況や生活状況、自立支援計画に基づく養育・支援の実施についてはケース記録に記入し、定期的な職員会議に於いて職員同士で情報の共有を図っている。		

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント> 子どもの個人情報記録の保管、保存、情報の提供については適切に行われている。個人記録の管理と情報漏洩防止について施設長から職員に説明している。</p>		

内容評価基準（24項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p><コメント> 子どもの権利擁護についての規定・マニュアルを整備し、全国児童養護施設協議会倫理綱領を毎日唱和して職員間で共有している。研修委員会を中心に研修を実施し、職員の理解に繋げている。</p>		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
<p><コメント>権利ノートを基に、児童自治会の中で子ども達に保障されている権利について分かり易く説明している。また、日々の暮らしの色々な場面で、その都度、子ども達の権利について説明し、自他の権利について正しく理解出来るように取り組んでいる。</p>		
A—1—（3）生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	b
<p><コメント>子どもの自己の生き立ちを知りたいという気持ちを尊重し、一人ひとりの発達状況や年齢、個別の事情に配慮しながら、伝え方や内容について慎重に対応している。</p>		
A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p><コメント>権利擁護と虐待防止について安全・安心委員会を中心に研修を行い、意識づけを行い、職員一人ひとりが不適切な関わり防止と早期発見に取り組み、不適切な関わりが発生した場合には、施設長に報告し厳正に処分を行う体制を整えている。</p>		
A—1—（5）支援の継続性とアフターケア		

A⑤	A—1—(5)—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<p><コメント>入所前に、主任児童指導員と担当職員が子どもに会いに行き、何気ない会話を重ねて安心して話ができる関係を作り、入所時に温かく迎えることが出来るよう配慮している。環境の変化による子どもの不安軽減のために、家庭支援専門相談員を中心に、子どもや保護者、関係機関と話し合いを重ね、移行期の支援を行っている。</p>		
A⑥	A—1—(5)—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント>子どもの自立後の生活を想定してリービングケアに取り組んでいる。主任児童指導員が中心に退所後のアフターケアを行い、相談窓口を設置し、毎年退所者と職員、入所児童が交流できる機会を設けている。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—(1) 養育・支援の基本		
A⑦	A—2—(1)—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
<p><コメント> 子どもの生育歴や生い立ちについて職員間で話し合って整理し、子どもの感情や言動を受け止め、子どもと一緒に課題解決に向けて取り組んでいる。</p>		
A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	b
<p><コメント> 子どもと職員が信頼関係を築き、子どもが抱えている生理的欲求と心理的欲求が満たされる過程を大切にし、秩序ある範囲で子どもの意思を大切にしている。</p>		
A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	b
<p><コメント> 子どもの成長過程の中で、つまずきや失敗を経験し、それを乗り越えていく子どもの様子を職員が、信じて見守る体制を目指している。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
<p><コメント>子どもの学びや遊びは年齢や発達状況で異なるので、専門機関やボランティアと協力しながら、学びや遊びの場の提供と見守りを行っている。</p>		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b

<p><コメント> 子ども一人ひとりが、社会常識や社会規範、生活技術を習得できるよう、日常的に伝えると同時に、地域との交流等、対外的な活動に積極的に参加することで社会性を習得する支援に取り組んでいる。</p>		
<p>A—2—（2）食生活</p>		
A⑫	A—2—（2）—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	b
<p><コメント> 給食委員会を中心に、コロナ禍でも食事が楽しめるように、バイキング形式や選択制を取り入れる等工夫している。また、食堂の入口に食事ノートを置いて、子ども達の食べたい物を把握して献立に反映させている。</p>		
<p>A—2—（3）衣生活</p>		
A⑬	A—2—（3）—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
<p><コメント>衣服を通じて自己表現が出来るように支援し、子どもの身だしなみに配慮している。職員の支援を受けながら、予算内で子どもが自分で衣服を購入できる取り組みを行っている。高校生は自立に向けて、洗濯物を干したり、アイロンを掛けて畳んで筆筒に入れる等の衣類管理に取り組んでいる。</p>		
<p>A—2—（4）住生活</p>		
A⑭	A—2—（4）—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
<p><コメント> 施設整備委員会を中心に、職員が手分けして共同部分の環境整備を行い、子ども一人ひとりが安心して居心地よく過ごせる居場所作りに取り組んでいる。</p>		
<p>A—2—（5）健康と安全</p>		
A⑮	A—2—（5）—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
<p><コメント>子どもの健康管理は、看護師を中心とした保健衛生委員会を中心に、適切に対応している。受診が必要な場合は、眼科や耳鼻科等は看護師や主任児童指導員、心療内科等には看護師と担当職員が同行し、処方された薬は看護師が説明している。</p>		
<p>A—2—（6）性に関する教育</p>		
A⑯	A—2—（6）—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
<p><コメント>子どもの年齢や発達段階に応じて、研修委員会を中心に外部講師の研修を受けた職員が、子ども達に性について分かり易く説明し正しい知識を得る機会を設けている。</p>		

A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—（7）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
<p><コメント>問題行動が起こった場合は別室にて話を聞く等して、子どもが訴えたいことを受容している。職員の役割を明確にして、チームでアプローチできる体制を整え、慎重に対応している。</p>		
A⑱	A—2—（7）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
<p><コメント>子どもの暴力、いじめ、差別等が生じないように、日頃から他者に対する接し方を子ども達と話し合っている。暴力やいじめが発生した場合は安全・安心委員会で聴き取りし、外部から助言を得る等して、解決に向けて取り組んでいる。</p>		
A—2—（8）心理的ケア		
A⑲	A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p><コメント>心理士が不在のため、心理的ケアが必要な子どもには児童相談所の児童心理士や医療機関に相談して、子どものカウンセリングを行い、心理的困難が解決できるように取り組んでいる。</p>		
A—2—（9）学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
<p><コメント>各学校と常に連携を取りながら、子どもの夢に向けた支援を行い、学習塾に通い、学習ボランティアを受け入れ、子どもが目標を立てて頑張る事の出来る環境整備に取り組んでいる。</p>		
A㉑	A—2—（9）—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p><コメント>子どもの進路選択については、保護者、学校、児童相談所等と連携し、子どもの不安解消に取り組みながら、子どもの最善の利益に基づいた進路決定が出来るよう支援に取り組んでいる。</p>		
A㉒	A—2—（9）—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p><コメント>職場実習や職場体験は学校が主体で行っている。アルバイトや各種資格取得に向けた取り組みは、卒園の目途が立った子どもに限定し、社会の仕組みやルールを実感しながら、自立に向けた支援に取り組んでいる。</p>		
A—2—（10）施設と家族との信頼関係づくり		

A⑳	A—2—（10）—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
<p><コメント>家庭支援専門相談員を中心に、保護者と子どもの関係を調整し、保護者と話し合う機会を設けている。児童相談所等の関係機関と連携を図り、保護者と話し合いながら、面会、外出、一時帰宅等を行い、子どもと保護者との継続的な関係作りに取り組んでいる。</p>		
<p>A—2—（11）親子関係の再構築支援</p>		
A㉑	A—2—（11）—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント>親子関係の修復が難しいケースが増えているが、児童相談所と常に連携しペアレントトレーニングを実施して親子関係の再構築を目指し、自立支援計画書を作成して親子関係の再構築の支援に取り組んでいる。</p>		